

林業経営の継続を確保するための納税猶予制度 の創設について

〔相続税・贈与税、不動産取得税〕

平成23年11月16日
農林水産副大臣 岩本 司

平成23年度 税制改正大綱

(抜粋)

山林に関する相続税・贈与税については、減税の効果・減収額や相続税・贈与税が林業経営に及ぼす影響等をまず精査した上で、課税の公平にも留意しつつ、林業家の現状や森林法の改正内容を踏まえ、森林施業の集約化や路網整備の徹底といった政策目的の達成が的確になされる税制上の支援措置について、納税猶予制度を中心に検討し、平成24年度税制改正において必要な見直しを行います。

相続税・贈与税が林業経営に及ぼす影響

■H23税制改正大綱

「相続税・贈与税が林業経営に及ぼす影響等をまず精査」

100ha以上の大規模森林所有者は、相続税額が多額に上り、山林に係る相続税負担により、林業経営を続けられない実態にある

○面積規模別の山林に係る相続税額及び林業収益

森林面積(ha)	山林の相続税額 (万円)	年間林業所得 (万円)
20～50	0	48
50～100	50	25
100～500	1,900	124
500～	6,689	672

注1 山林の相続税額は、100ha以上の森林所有者56件における実際の山林面積に基づく相続税の推計額(20ha及び60haについてはモデルによる推計)

2 年間林業所得は、農林水産省「平成20年度林業経営統計調査」の林業所得と造林補助金の合計額

政策目的の達成について

■H23税制改正大綱

「森林施業の集約化や路網整備の徹底といった政策目的の達成が的確になされる
税制上の支援措置」



■H24税制改正要望

森林法を改正し、森林経営計画の計画事項に

①森林の経営の受託その他の方法による規模拡大の目標

②作業路網の整備

を追加

これらを記載して森林経営計画の認定を受けた者を税制特例の対象

※認定要件に適合しなくなった場合は、計画認定を取り消し、納税猶予は打ち切り。